

魚津市公告第18号

魚津市公共下水道事業受益者負担金及び魚津市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金の賦課対象区域の決定について

魚津市公共下水道事業受益者負担金及び魚津市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金の賦課対象区域について、次のとおり定めたので魚津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成2年魚津市条例第4号）第4条及び魚津市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例（平成元年魚津市条例第3号）第4条の規定により公告する。

平成31年3月14日

魚津市長 村椿 晃

賦課しようとする区域

区分	区域
公共下水道事業受益者負担金	平伝寺の一部、青島の一部、仏田の一部、北鬼江の一部、大光寺町の一部、吉島の一部、相木の一部
特定環境保全公共下水道事業受益者分担金	西尾崎の一部、江口の一部、仏田の一部、吉島の一部、立石の一部、六郎丸の一部、友道の一部、大海寺野の一部、大字大海寺野村の一部、慶野の一部、弥源寺の一部、湯上の一部、青島の一部、三田の一部